

宮崎県北部メディカル産業推進協議会「医療機器等開発に係る連携支援補助金」交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、主たる事務所の所在地を延岡市、日向市、門川町のいずれかに置き、医療関連産業分野における事業拡大を目指す事業者による機器開発の加速化、販路開拓、受注促進等を目的とし、医療関連企業や医療機関との連携活動を推奨するため、予算の範囲内において補助金を交付する。その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、主たる事務所の所在地を延岡市、日向市、門川町のいずれかに置く事業者であって、東九州メディカルバレー構想の取り組みにおいて医療関連企業や医療機関との連携実績を有する事業者とする。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付対象となる経費は、主たる事務所の所在地を延岡市、日向市、門川町のいずれかに置く事業者が、医療関連産業分野の機器開発の加速化、販路開拓、受注促進等を目的とした医療関連企業や医療機関との連携活動に要する経費で、別表に定める経費とする。

（補助金の額等）

第4条 補助額は前条で定める補助対象経費の3分の2以内の額、および別表の中で特に定める額の合計額とし、一事業者につき50万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）、及び事業計画書（様式第1-2）を添えて、宮崎県北部メディカル産業推進協議会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

（補助金の請求）

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等請求書（様式第2号）に実績報告書（様式第2-2）と実績確認に必要な書類を添えて会長に請求しなければならない。

（補助金の支払い）

第7条 補助金の支払いは、精算払いによって行う。

（交付決定の取消）

第8条 会長は、補助事業者が、虚偽の申請、報告又は不正の行為により補助金の交付決定若しくは交付を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

以下に記載する実施項目 A・B・C・D・E・F に該当する連携活動に要した費用について、1 社あたり 50 万円を限度として助成します。

A:医療関連企業への派遣研修費用

◆参加社員の交通費及び宿泊費

※公共交通機関利用料金、航空券代、宿泊費（対象費用の支払い実績が領収書等で確認できる分のみ）が補助対象となります。

※実績報告時に、医療関連企業の発行する場所・期間・目的・内容等を記載した修了証明が必要。

B:連携・事業化を目的として県外で開催されるフォーラム、商談会の参加に係る費用

①参加社員の交通費及び宿泊費

※公共交通機関利用料金、航空券代、宿泊費（対象費用の支払い実績が領収書等で確認できる分のみ）が補助対象となります。

<第4条関係>

定額補助対象フォーラム	大阪商工会議所主催の「次世代医療システム産業化フォーラム」への参加については、1 名 1 回あたり 23,000 円（1 事業者あたり延べ 10 名分を限度とする）とする。ただし、参加旅費に係る領収書等に代えて、実績報告時に主催者発行の参加証明書（原本）および参加旅費に係る収支計算書を添付すること。なお、1 回あたり交通費及び宿泊費の費用が 23,000 円未満の場合については、費用の 2/3 を補助対象とする。（対象費用の支払い実績が領収書等で確認できる分のみ）
-------------	--

②フォーラム参加費

参加するフォーラムの会則に定められた参加費（年会費）とします。（例：大阪商工会議所フォーラム年会費：1 社 195,000 円、ただし、資本金 3,000 万円以下の企業は 165,000 円）

※実績報告時に領収書の写しを提出してください。

C:医療機関や医療関連企業と連携した医療関連展示会等への出展費用

県外で開催される企業見本市（宮崎県北部メディカル産業推進協議会が出展小間の使用料を負担する企業見本市を除く。）における小間使用料、備品借上料、小間設営装飾費、出展に係る電力使用料、チラシ等の印刷製本に係る費用、広告料、出展物品の搬送費、並びに参加社員の交通費及び宿泊費とする。

※対象費用の支払い実績が領収書等で確認できる分のみが補助対象となります。

D:連携による開発に必要なサンプル品および試作に要する消耗品の購入費・運搬費

- ①連携による開発に必要と認められるサンプル品や部品など消耗品の購入費用
（サンプル品：当該開発の参考品として購入する既存の競合・類似品など）
（消耗品：当該開発で使用されることが確認できる原材料、部品など）

②連携による開発に必要と認められる試作品などの運搬費用

※実績報告時に、発注書・納品書・請求書・領収書など、購入品の選定・発注から支払いまでが確認できる書類が必要です。

E:医療機器製造販売承認に係る費用

- ◆国および登録認証機関等（法に基づく審査や各調査機関など）に支払う手数料
- ◆検査機関等で実施される各試験・検査に要する費用

※実績報告時に領収書の写しを提出してください。

F:医療機器開発関係セミナー（※オンラインを含む）への参加費用

◆参加社員の交通費及び宿泊費、オンラインセミナーの受講費用

※公共交通機関利用料金、航空券代、宿泊費（対象費用の支払い実績が領収書等で確認できる分のみ）が補助対象となります。 ※実績報告時に領収書の写しを提出してください。